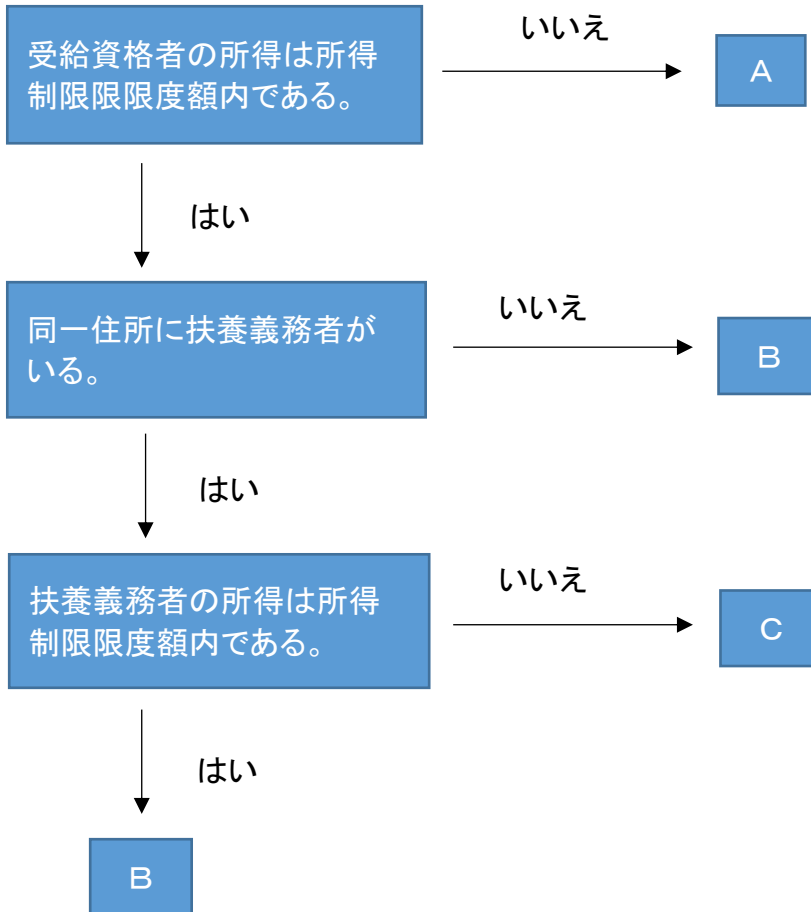


手当および所得について

○児童扶養手当は下記の流れで全部支給もしくは一部支給または全部支給停止(支給額0円)が決定します。

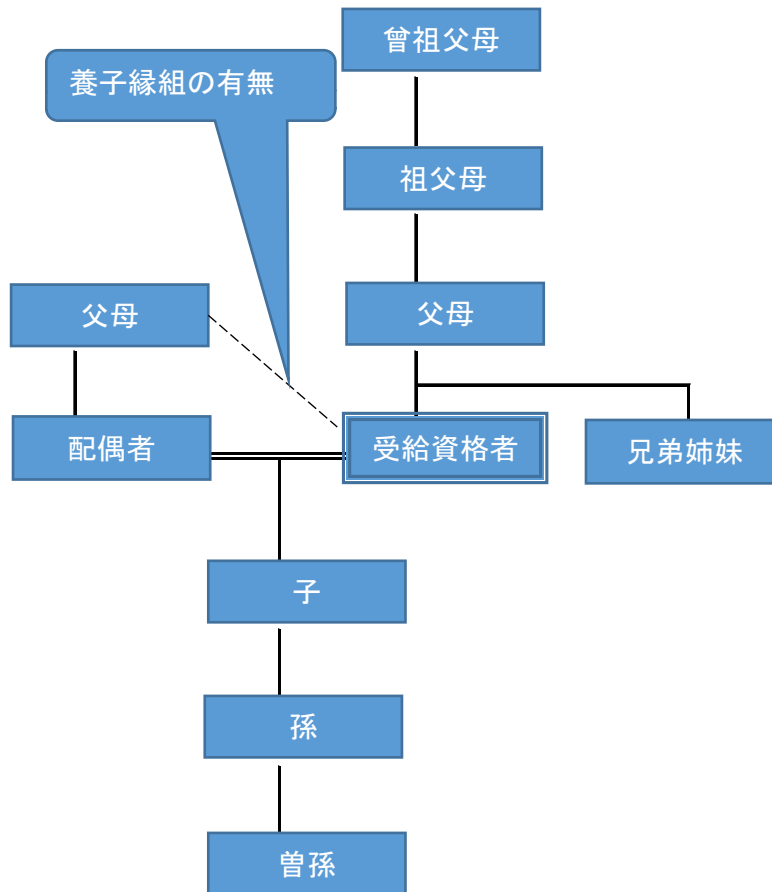


A	受給資格者の所得により全部支給停止(支給金額0円)です。
B	受給資格者の所得に応じて支給金額(全部支給もしくは一部支給)を決定します。
C	扶養義務者の所得により全部支給停止(支給金額0円)です。

○扶養義務者とは

受給資格者と同じ住所地に住民登録のある3親等以内の直系血族および兄弟姉妹は扶養義務者となり、生計同一者とみなします。受給資格者の実父母や離婚・死別した配偶者の父母で、受給資格者と同じ住所地に住民登録があり養子縁組をしている場合は、その人も扶養義務者となります。

《範囲》



○児童扶養手当の所得計算方法

児童扶養手当の所得

＝(収入－必要経費(注1))＋養育費(注2)の8割相当額－各種控除(注3)－80,000円

(注1)必要経費

必要経費とは、給与所得控除等のことをいいます。

(注2)養育費

1 養育費とは、次の要件に全て当てはまるものをいいます。

- ①監護している児童の父もしくは母が支払っている
- ②受取名義人が父もしくは母または児童である
- ③支払われたものが金銭、有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)である
- ④支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含む)、郵送、父もしくは母または児童名義の銀行口座への振込である
- ⑤「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などのローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係ある経費として支払われている

2 次のようなものは「養育費」とはなりません。

- ①監護している児童の父もしくは母以外から支払われたもの
- ②父もしくは母または児童以外の者が受け取っている
- ③支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
- ④支払方法が父もしくは母または児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

☆受給者が未婚の母である場合

監護している児童を認知している父から支払われているお金が、上記1に当てはまる場合「養育費」に該当します。

(注3)各種控除

控除額は地方税法上の控除額とは異なります。

	控除の種類	控除額	備考
扶養親族	特定扶養	15万円	16歳以上23歳未満の者(受給資格者の控除対象扶養親族にいる場合のみ)
	老人扶養	10万円	70歳以上の者 ※配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者に老人扶養がある場合は1人につき6万円を控除する。ただし、扶養親族が老人のみの場合は、扶養親族の数から1人引いた人数が対象となる。
	障害者	27万円	
	特別障害者	40万円	
本人	障害者	27万円	
	特別障害者	40万円	
	寡夫寡婦	27万円	受給資格者が父または母の場合は控除されない。
	勤労学生	27万円	
	特別寡婦	35万円	受給資格者が母の場合は控除されない。
その他	雑損	当該控除額	
	医療費		
	小規模企業共済等掛金		
	配偶者特別		

○所得制限限度額

(年額)

扶養人数	受給資格者				配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		制限限度額	収入額目安
	制限限度額	収入額目安	制限限度額	収入額目安		
0	49.0万円	122.0万円	192.0万円	311.4万円	236.0万円	372.5万円
1	87.0万円	160.0万円	230.0万円	365.0万円	274.0万円	420.0万円
2	125.0万円	215.7万円	268.0万円	412.5万円	312.0万円	467.5万円
3	163.0万円	270.0万円	306.0万円	460.0万円	350.0万円	515.0万円

※「収入額目安」は、給与収入のみ(養育費は0円)で計算しています。

※扶養親族が4人以上の限度額は、扶養親族1人につき38万円を加算した額です。